せいかつほご

生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて説明したものです。

わからないことやご相談のある方は、お気軽に福祉課におたずねください。

しらおかしふくしじむしょ しらおかし ふくしか ほごたんとう 白岡市福祉事務所(白岡市 福祉課 保護担当)

〒349-0292 白岡市千駄野432番地

TEL 0480-92-1111

内線 166·168·169

FAX 0480-93-5037

生活保護とは

せいかっほご せいかってま かた たい こくみん せいぞんけん ほしょう きてい 生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定したけんぼうだい じょう りねん もと けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかっ ほしょう じりっ憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立たす もくてき せいどを助けることを目的とした制度です。

せいど せいかつほごほう いか ほう もと おこな この制度は、生活保護法(以下、「法」という。)に基づいて 行 われています。

く日本国憲法 第25条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

く生活保護法 第1条〉

保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。



せいかつ ほ ご しんせいてつづ なが 生活保護申請手続きの流れ

◆相談

生活保護の箱談については、市役所(福祉課)が整口になります。生活保護制度の仕組みなどの説削を行います。また、電話箱談もできます。

【稍談受付時間】 月~釜曜日(祝日·牲末年始を除く) 午前8時30分~午後5時15分

へしんせいしょ ていしゅっ ◆申請書の提出

生活保護を受けるには、本人や家族、扶養義務者等からの申請が必要です。

申請するときは、原則、申請書等(生活保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書など)に 必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。

病気などで申請の手続きに来られないときは、福祉事務所に連絡してください。

※朝らかに繋道した挨続にあるときは、奉父からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活 保護の利用を開始する場合もあります。

●調査

申請すると福祉事務所の趋当賞(ケースワーカー)が家庭訪問などの芳法により保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容は、現在の生活状況、家族の健康状況、扶養義務者の状況、収えるや資産の状況、その他保護の決定に必要な事項です。なお、自立を支援するため、今までの生活状況などをお聞きすることもありますが、プライバシーは苧られますので、差し支えのない範囲で衝揚がください。



また、預貯金や生命保険の加入状況について、関係機関において必要な調査を行います。医療が必要な労については、主治医等に強が状をうかがうことがあります。

◆決定

福祉事務所長は、調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また、必要ならどの程度かを、管護首から14首以内(違くても30首以内)に決定し、その内容を文書で通知します。

- * 単計してから決定するまでの間に、次のようなことがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。 また、菌ったことやわからないことがあれば、福祉事務所に稲談してください。
 - ①収入が増えたり減ったりしたとき(働いて得た収入、年金、仕送りなどのすべての収入)
 - ②家族の人数が変わったとき(出産、死亡、転入、転出など)
 - ③通院したり、 入退院したりするとき
 - ④その他、生活の、状況が変わったとき
- ※決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に埼玉県知事に対して 審査請求を行うことができます。(法第64条)

◆調査で確認をすること

せいかつほご りょう う しきん のうりょく た せいかつ いじ かつよう 生活保護は、利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを生活の維持のために活用 せんてい することが前提となります。

っぎ かくこうもく このため、次の各項目について、調査で確認させていただきます。

1 資産の活開

預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、バイク(一定の要件を満たした125 c c 以下を除く)、貴金属など活用できる資産は、まず生活のために活用していた だくことになっています。

保険について

※生命保険は解約返戻金・保険料が少額である場合、学資保険は保護開始時の解約返戻金が50万円以下である場合は保有が認められることがあります。

土地・家屋について

- ※居住前の不動産は、処分価値と利用価値を勘案した結果、保有が認められることがあります。
- ※高齢者のみの世帯で、所有する不動産が一定価値以上ある場合には、要保護世帯 向け不動産担保型生活資金(リバースモーゲージ)の貸付制度を活用してください。

自動車・バイクについて

※6か月以内の就第により、保護からの脱却が確実に見込まれ、保有する自動車の処券価値が小さい場合、また、病気や障がいのある芳などで、その世帯の 、状況に応じ世帯の自立に尚けて必要である場合などは、保有が認められること があります。

2 (能力の活開

世帯員のうち働く能力のある方は、その能力を活用していただきます(本人を含む。)。必要に応じて仕事を探すことの支援も可能です。

病気や障がいにより働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。

3 (他の制度の活用

生いかには、はないがいのもいだの情にはない。 生活保護法以外の制度(健康保険、雇用保険、各種年金、恩給、児童手当、 児童扶養手当・介護保険や障害福祉サービスなど)は活用していただきます。

◆保護に優先して行われるもの

業養養務者(親、子ども、党弟姉妹など)からの援助を受けることができる場合は、それを優先します。この場合の援助とは、可能な範囲の援助であり、援助可能な親族がいることで生活保護の利用ができないということではありません。

なお、保護単請があったときや保護開始後においては、定期的に扶養義務者に対し、 援助の奇者について贈答を行います。

ただし、挨養義務の履行が期待できない芳や、挨養を求めることが聞らかに自立の赞だけとなる芳に対しては、基本的には福祉事務所からの照念は行いませんので、お望し出ください。

装養義務の履行が期待できない<u>労</u>の例

- ○生活保護を受けている方、福祉施設入所中のかたや長期間入院中の方
- ○概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- ○特別な事情があって、朝らかに扶養ができないと常えられる方
- ○受流が簖絶している芳(例えば10年程度警信流通など)

** 扶養を求めることが朝らかに自立の妨げとなる方の例

- ○家庭内暴力を受けて逃げている相手
- ○過去に養待を受けたことがある相手
- ※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。

せいかつほ ご しんさ ◆生活保護の審査について

保護は原則として、世帯(くらしをともにしている家族)を単位として、せたい さいていせいかつひ がく せたいぜんたい しゅうにゅうがく ひかく ふそく ばぁいその世帯の最低生活費の額と世帯全体の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。



さいていせいかつひ最低生活費

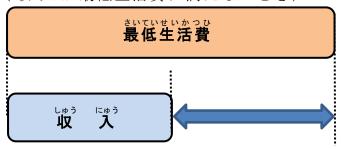
せたい にんずう ねんれい けんこうじょうたい す ちいき くに き その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などをもとに国で決めた けいさん けっぷん せいかっひ っき か ばぁい 基準により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

しゅう にゅう 人

はたら え しゅうにゅう ねんきん てあて ほうりつとう しきゅう きんせん 働 いて得た 収 入、年金・手当などほかの法律等により支給される金銭、 まや きょうだいしまい しゃく えんじょ しさん か う え 親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得たしゅうにゅう せたいぜんいん しゅうにゅう ごうけい 収入など、世帯全員の収入を合計したものです。

●保護が受けられる場合

(収入が最低生活費に満たないとき)





この部分が生活保護費として支給されます。

●保護が受けられない場合

(収入が最低生活費を上回るとき)





ちょうかがく 超過額

※簡いて得た収入からは、社会保険料や所得税などが、控除されます。 また、勤労控除も適用されます。

保護の内容

ほご つぎ しゅるい ふじょ 保護には、次の8種類の扶助があります。

^{せいかつふじょ} **生活扶助**

まいにちっせいかっ ひつよう しょくひ こうねつすいひ 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。







住宅扶助 家賃、地代または住宅の修理費などの費用です。



きょういくふじょ 教育扶助







介護扶助

かいご 介護サービスが必要な場合の費用です。



いりょうふじょ **医療扶助**

病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用です。



しゅっさん ふじょ 出 **産 扶助**

出産に要する費用です。



生業扶助

技術を身につけるための費用や高等学校等への説学費用、 就職準備などの費用です。



そうさいふじょ 葬祭扶助

をうぎ 葬儀などに要する費用です。



※支給方法は、金銭で支給される場合と介護費、医療費のように福祉事務所が代わって支払いをする場合があります。また、このほかに、一時的に必要なものとして被服費や転居費用が支給される場合もあります。それぞれ条件がありますので、事前に福祉事務所に相談してください。

保護が開始された場合

◆保護費の支給

まいつきの保護費は、毎月決められた日(原則5日)に支給されます。

臨時の生活保護費(住着の契約更新料や通学定期代など、臨時で一時的な生活保護費) については、臨時的に支給することもあります。

また、特別の需要がある芳に対応する加算(妊産婦加算、障害者加算、児童養育加算、 与子加算など)もあります。

せいかつほごじゅきゅうちゅう しんせい げんがくまた めんじょ う ※生活保護 受給中は、申請によって減額又は免除を受けることができます。

例	NHK放送受信料	□市県民税、固定資産税 □市県民税、固定資産税
	国民年金保険料	□ 住民票などの交付手数料
	じりっしえんいりょう じょうげんふたんがく へんこう 自立支援医療の上 限負担額の変更など	

◆家庭訪問をします

生活保護が開始になった場合は、福祉事務所のケースワーカーが定期でに誘問し、生活の変化に応じて保護費を適能に決定するため、収った。や生活状で流などをお聞きします。お聞きした調査内容が他人に漏れることはありません。

また、自立した生活をおくることができるよう支援します。

◆相談したいときは

あなたの世帯が自分たちでくらしを支えていくにはどうすればよいか、一緒に繋え、支援していくこともケースワーカーの仕事です。秘密は守りますので、困ったことやわからないことなどがある場合は、ケースワーカーに相談してください。

◆権利として保障されること

- (1) 監当な理由なく、監禁保護費を減らされたり、監禁保護を受けられなくなるなどの 不利益を受けることはありません。
- せいかつほごひ せいかつほご しきゅう きんぴん ぜいきん (2) 生活保護費など生活保護により支給された金品には、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- せいかつほご けっていじこう せいかつほごしんせい きゃっか へんこう ていし はいし ぶふく (3) 生活保護の決定事項(生活保護申請の却下、変更、停止または廃止など)に不服があ けってい し ひ よくじつ かぞ げついない さいたまけんち じ たい しんさるときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月以内に埼玉県知事に対して、審査 せいきゅう 請求を行うことができます。

◆^{♯も} 守っていただくこと

(1) 「a 出の義務 (法第61 条う)

あなたの静し出をもとにして保護の程度を決めますので、ゆうで、、安治、その他生活 快^{*}流った変動があったとき、住まいや家族構成について変わったことがあったときなど は、すぐに福祉事務所に届け出ていただきます。

※世帯状況に変化があったときの例

- 〇住所・家賃・地代などが変わるとき。(転居などについては 必ず事前に相談 してください。)
- ○就職や離職をしたとき。
- ○健康保険の資格を取得又は喪失したとき。
- 〇生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。
- ○帰省などで家を長期間留守にするとき。
- ○その他、生活 状 況 に大きな変化があったとき。



※収えて変化があったときの例

なお、事例は一部です。収入は全て申告が必要です。

- 豁 料、ボーナス(賞与)などがあったとき、
- 〇パート、アルバイト(高校生含む)収入があったとき。
- ○年金、福祉手当などの公的手当があったとき。
- ○相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき。
- ○生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき。
- ○交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき。
- ○債務整理による過払釜の戻りがあったとき。
- ○敷釜の戻りがあったとき。
- 〇木動産など資産の売却益があったとき。







だしく単告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱いが受けられます。

■就労収入に対する控除

■高校生のアルバイト 収 入

※その他、自立覚生のための費用として認められたものについても、塡洗して認定しない取り扱いができる場合がありますので、単善する際にご相談ください。

収えとして認定しないものの例

- ○出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭
- ○渡航費(親族の冠婚葬祭、修学旅行、国際大会への参加の場合)
- (2) 指導・指崇に旋がう義務(監第62歳) あなたの監話、検ったいに応じて、適切な保護を行っために、指導・指崇をすることがあります。指導・指崇に旋がわない場合は、保護が受けられなくなることがあります。
- (3) 生活向上の義務(法第60 ξ^3)
 「働いる人は能力に応じて働き、計画的なくらしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。
- (4) 譲渡禁止 (法第59 条) 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- ◆保護費を返していただくことがあります。
 - (1) 気道した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた釜品に相当する釜額の範囲内の額を、遊していただきます。(法第63条3)
 - (2) 事実と違う申請をしたり、収入申告義務を診るなど、不正な事験により保護費を受け取ったときは、保護のために要した費用の全部契は一部を、遊していただきます。(法第78条)

病院などにかかるとき

(1) 病院などにかかるときは、「医療券」が必要です。病院に行く前に、市役所(福祉課)で医療券の交付を受けてください。

なお、繁えの場合や、夜間、市役所が保留の日などに受診した場合は、後日「医療券」の交付を受けてください。

- (2) 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院を受診してください。指定されていない病院・医院で治療を受けたときは、医療費室額を自己資疸で支払わなければならないことがあります。
- (3) 移送費(通院にかかる交通費)は、実費が支給されます。申請時には「保護変更申請書」と「領収書(写し)」を提出してください。ただし、タクシー代については、業治医による要否意負書が必要になりますので、事前にケースワーカーに運絡してください。
- (4) 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの治療を受けるときは、事前にケース ワーカーに難絡してください。
- (5) メガネやコルセットのほか、治療に要するものが必要なときには、購入前にケースワーカーに難絡してください。
- (6) 社会保険に加入している芳は、保護開始後も保険証が使えますので、事前にケースワーカーに難絡してください。

また、新たに社会保険に加入後、保険証が交付された場合は、必ず福祉課に届け出をお願いします。

- (7) 医師が後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用が可能であると判断した場合は、原動として後発医薬品が調剤されます。
- ※生活保護決定前に受診する場合は、福祉課(ケースワーカー)に運絡してください。 また、病院などの整合で生活保護の単譜中であることを必ず伝えてください。







介護サービスについて

- (1) 要介護認定を受ける必要があるため、高齢介護課で申請を行ってください。
- (2) 介護サービスを受ける際に、介護保険証、ケアプランの写しなどの提出が必要になります。詳しくはケースワーカー、ケアマネージャーなどに稲談してください。





主なモデル世帯の生活保護基準(月額) 令和5年4月1日からの主なモデル世帯の生活保護基準の例

◆ 3 人世帯 (3 3 歳、 2 9 歳、 4 歳)

100,		
		3 級地 - 1
世帯当	。 首たりの最低生活費	188,990荒
	生活扶助	130,800萬
	児童養育加算	10,190荒
	崔鞚扶助	48,000荒

- 注:1 11月から3月までは、生活扶助に、冬季加算が上乗せされます。
- 漢。2 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。
- 注3 勤労収労がある場合には、収労党に能じた額が勤労控除として控除されるため、 生活保護の最低生活費に控除額を加えた額が最低生活費となります。 (勤労収労が 100,000件の場合は、23,600件が控除額となるため、 188,990件 + 23,600件 - 76,400件 (収労労党的) = 136,190件となります。)

◆高齢者単身世帯(68歳)

		3
世帯当	。 うたりの最低生活費	103,640荒
	生活 扶助	66,640荒
	全笔 挨助	37,000荒

- 漢う 11月から3月までは、<u>紫</u>箔鉄助に、冬季加算が上乗せされます。
- *注:2 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。
- 注3 勤労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、境 実に消費しうる水準としては、生活保護の最低生活費に控除額を加えた水準となり ます。

(勤労収入が 50,000円の場合は、18,400円が控除額となるため、 103,640円 + 18,400円 の場合は、18,400円 が控除額となるため、 103,640円 + 18,400円 - 31,600円 (収入 対 対 額) = 90,440円となります。)

◆単身世帯(40歳)※1か月以上の入院者

		3 級地 - 1
世帯当	うたりの最低生活費	2 3 , 1 1 0 🛱
	生活扶助	23,110荒

- 注:1 11月から3月までは、生活扶助に、冬季加算が上乗せされます。
- 注2 上記の額に加えて、医療費等の実費相当が必要に応じて給付されます。

◆高齢者單身世帯(75歳)※介護福祉施設分所者

		3 黻 地 - 1
世帯当たりの最低生活費		19,760荒
	生活扶助	9,880荒
	介護施設入所者加算	9,880荒

- 漢2 上記の額に加えて、医療費・介護費等の実費稍当が必要に応じて熱付されます。
- ※ 毅地… 級地とは、生活保護の実施を特づ市区前科ごとに覚められた区分です。

1 級地-1、1 級地-2、2 級地-1、2 級地-2、3 級地-1、3 級地-2 の 6 つに分けられており、それぞれ生活共助や住宅共助等の保護費の基準額が選います。

しらまかし 白岡市は3級地-1です。

